解散公告

当法人は、平成二十九年三月十七日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

香川県坂出市川津町三九二一番地一

特定非営利活動法人地域の教育と文化を考え・行動する会　清算人　大林　成行

解散公告

当社は、平成二十九年十月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

大分県杵築市大字中九五二番二九エクレールＫ一〇二　株式会社ＴＡＫＳ

代表清算人　長崎　啓子

解散公告

当社は、平成二十九年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

宮崎市橘通東一丁目五番一六号　有限会社大渕

清算人　大渕　道子

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

宮崎県宮崎市恒久三丁目二〇番地四　谷川石油株式会社

代表清算人　谷川　俊夫

解散公告

当社は、平成八年六月一日、平成二年法律第六四号附則第六条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

宮崎県宮崎市恒久三丁目二〇番地四　江南開発株式会社

代表清算人　谷川　俊夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年十一月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

宮崎市錦本町一番三号　医療法人社団勇憲会菊田整形外科医院

清算人　菊田　憲子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十月二十四日神戸市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

神戸市灘区森後町三丁目五番一五号　宮前グリーンハイツマンション建替組合

代表清算人　三浦　祥一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年十月六日宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

宮城県岩沼市土ケ崎四丁目一五番一七号アリス岩沼第二Ａ棟二〇三号　岩沼市朝日土地区画整理組合

代表清算人　伊藤　新治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

東京都杉並区西荻南三丁目三番一七号　社団法人勤労厚生協会

清算人　杏　宏一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年九月十四日山梨県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

山梨県富士吉田市下吉田六丁目一番一号　富士吉田市中丸土地区画整理組合

清算人代表　廣瀬　俊秀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年九月二十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

福岡県北九州市門司区稲積一丁目二番二一　宗教法人光琳寺

清算人　末松　元汪

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年六月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、平成二十九年十月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月十日

長崎県長崎市魚の町六番一一号　医療法人北里外科肛門科クリニック

清算人　北里　精司

配当公告

福島県福島市佐原字竹ノ森二六番地

破産者　株式会社シニアライフ・ケアサービス

右の者に対する福島地方裁判所平成二十五年（フ）第七十一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一五六、八一四、二五九円

一、配当することのできる金額

金一〇、一四二、二六〇円

平成二十九年十一月十日

福島県福島市北五老内町二番三八号

破産管財人　菅野　昭弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百二十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十九年十一月十日

北海道旭川市東鷹栖四線十号一番地の一三　中野特殊刃物工業株式会社

代表取締役　中野　力

第49期決算公告　平成29年11月10日

北海道旭川市東鷹栖四線十号１番地の13

中野特殊刃物工業株式会社

代表取締役　中野　力

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,683
	固定資産	36,423
	合計	49,106
負債及び純資産の部	流動負債	15,397
	固定負債	24,770
	株主資本金	8,939
	資本剰余金	16,250
	利益剰余金	△7,311
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	△8,311
	（うち当期純損失）	(521)
	合計	49,106